虐待防止のための指針

高齢者の尊厳を保持するため、いかなる時も利用者に対して虐待を行ってはならない。そのため、介護老 人保健施設ウエルハウス協和の基本的な考え方としてこの指針を定め、職員が高齢者虐待について理解 し、虐待を未然に防ぐ方策を共有する。

1. 定義

1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること また、正当な理由なく身体を拘束すること

2) 介護・世話の放棄放任

意図的、結果的であるかを問わず、行うべきサービス提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境 や、身体・精神状態を悪化させること

3) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

4) 性的虐待

利用者にワイセツな行為をすること又は利用者にワイセツな行為をさせること

5) 経済的虐待

本人の同意なしに金銭を使用する、または本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること

介護施設職員の虐待行為

高齢者虐待防止法第2条第5項に掲げられている、介護施設職員の虐待行為とは以下の事態を 指す。

- ① 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ② 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ③ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- ⑤ 高齢者の財産を不当に処分することその他、当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
- 2. 高齢者虐待・不適切なケアの未然防止に向けた体制
 - 1) 虐待防止委員会の設置
 - (1) 設置目的

施設内での高齢者虐待の予防と早期発見についての検討

提供する介護サービスの点検と、虐待につながりかねない不適切なケアの改善による介護の質を

高めるための取り組みの検討

(2) 虐待防止委員会の構成員

委員長は虐待防止担当者とし、施設長、療養部長、事務長、看護師、リハビリテーション科職員、 療養棟介護職員で構成する。

必要時 第三者委員などを導入する等施設運営の透明化に関する取り組みをする

- (3) 虐待防止担当者(虐待防止委員長)の責務
 - ① 利用者からの虐待通報受付
 - ② 職員からの虐待通報受付
 - ③ 虐待内容と利用者の意向の確認と記録
- 3. 虐待防止のための職員教育・研修

介護に携わるすべての従業員に対して、権利擁護や虐待防止の意識の醸成と認知症ケア等に対する理解 を高める教育・研修を行う。

- (1) 高齢者の権利擁護について基本的な学習をおこない、常に適正な介護支援に努めることとする。また、ケアの技術や虐待に繋がる不適切ケアの研修や事例検討によって職員自らが意識を高め、実践につなげることとする。
- (2) 高齢者虐待防止法の仕組みと留意すべき点を理解する。
- (3)権利擁護の観点から施設運営を考え、サービス向上と相互の意識向上を図ることとする。
- (4) 研修は必要に応じ年2回開催することとする。
- 4. 職員のメンタルヘルスに関する取り組み

介護に携わる全ての職員に対し、ストレスチェックを定期的に実施し、メンタルヘルスに関する組織的な取り組みを実施する。

- 5. 指針およびマニュアルの定期的な見直しと周知
- 6. 虐待発生時の考え方
 - 1) 虐待の発見及び通報
 - (1) 職員は利用者、利用者家族または職員から虐待の通報があるときは本指針に沿って対応しなければならない。
 - (2)入所者・利用者に虐待が疑われる場合は、虐待防止担当者に速やかに報告する。その後、施設内における苦情解決の仕組みと同様にすみやかな解決につなげる。
 - 2) 虐待に対する職員の責務
 - (1)施設内における高齢者虐待は外部からは把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は、日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
 - (2) 虐待防止担当者は施設において虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、速やかに虐待防止委員会へ報告する。虐待防止委員会は速やかに市町村へ通報しなければならない。

(3) 成年後見制度の利用についての案内をする。

- 7. 利用者等に対する当該指針の閲覧について
 - 1) 利用者等の求めに応じ、当該指針は閲覧できるものとする。
 - 2) この指針は虐待防止委員会で管理する。
- 8. 虐待防止マニュアルについて

具体的なマニュアルについては、虐待防止マニュアルに基づいて対応する。